

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長南町長 平野 貞夫

市町村名 (市町村コード)	長南町 (124273)	
地域名 (地域内農業集落名)	西地区第2 (熊野、永沼、市野々)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区には担い手がいなく、個人農家が水稻を耕作しているが、高齢化と後継者不足により、遊休農地化が進行しており、また、1戸の酪農家が酪農業を営んでいる。
- ・一部の基盤整備済み農地を除き、未整備農地が多く、高低差があり、かつ不整形地であるなど、耕作条件が悪く、加えて鳥獣被害が増加している。
- ・地域の中核的農家の経営維持と新たな担い手の確保、地区外担い手との営農調整が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域のほとんどが水田であり、今後も水稻の生産維持を図る。
- ・農業者間で集約を図り、団地化を図る。
- ・地区外からの参入や新規就農者を積極的に受け入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	152.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	152.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用最適化推進委員及び千葉県園芸協会と連携のうえ、千葉県農地中間管理機構への貸し付けと地域の中核的農家などへの農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向時期に配慮しながら、千葉県農地中間管理機構への貸し付けを積極的に行い、農地利用最適化推進委員及び千葉県園芸協会と連携のうえ、地域の中核的農家の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
本計画策定時点において事業実施の計画は無いが、今後必要に応じて集落毎に協議検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を積極的に受け入れ、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稲病虫害防除作業は、各経営体が長南町植物防疫協会へ個別に申し込む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①設置した進入防止柵(電気柵等)の維持管理及び捕獲罟の設置協力、長南町鳥獣被害防止対策協議会への情報提供を行う。
- ③病虫害防除に使用しているドローンの有効活用を図る。
- ⑧地域の営農状況を把握の上、農業機械及び農業用施設の計画的な整備と出荷・調製施設の利用調整を図る。